

明石市ファミリーサポートセンター報酬等に関する基準

- 1 明石市ファミリーサポートセンター事業実施要綱第10条に係る援助活動の報酬の基準を次のとおり定める。

援助活動区分		報酬の基準額（子ども1人あたり）
(A)	平日（月曜日～金曜日） （7：00～19：00）	1時間あたり 700円
	上記時間外の曜日・時間 （早朝・夜間及び土・日曜日・ 祝日・年末年始）	1時間あたり 800円
(B)	保育所等への送迎のみ	30分以内 500円 30分を超えた場合は、(A)の基準額 に準じる

- 2 援助活動の最初の1時間までは、それに満たない場合でも1時間とみなすものとする。
ただし、保育所等への送迎のみ（B）の場合は、上記（B）基準を適用するものとする。
- 3 きょうだいを預ける場合は、2人目からは半額とする。
- 4 1時間を超える活動については、30分以内は上記の半額とし、30分を超えた1時間までは1時間とみなすものとする。
- 5 援助活動を取り消す場合は、次のとおり依頼会員が負担するものとする。

前日までの取り消し	無 料
当日の取り消し	上記基準により算定された利用額の50%
無断取り消し	上記基準により算定された利用額の全額

- 6 食事（ミルク代）、おやつ代、おむつ代等については、依頼会員が実費を負担するものとする。また、依頼会員が特定のものを希望する場合は、依頼会員が用意するものとする。
- 7 援助活動にかかる交通費については、依頼会員がその実費を負担するものとする。